

内閣府、総務省、財務省、  
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、環境省、  
令第一号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第十三条の規定に基づき、新  
用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年四月二十八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

総務大臣 山本 早苗

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 松野 博一

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 山本 有二

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 石原 伸晃

国土交通大臣 石井 啓一

環境大臣 山本 公一

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成二十七年  
内閣府、総務省、財務省、  
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、環境省、  
令第二  
号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号中「第五十一号」を「第五十四号」に改める。

別表中第五十九号を第六十二号とし、第三十九号から第五十八号までを三号ずつ繰り下げ、第三十八号を第四十号とし、同号の次に次のように加える。

四十一 傾斜計

傾斜の測定

別表中第三十七号を第三十八号とし、同号の次に次のように加える。

三十九 差圧式流量計

液体の流速又は流量の測定

別表中第三十六号を第三十七号とし、第三十五号を第三十六号とし、第二十四号を第三十五号とし、第三十三号の次に次のように加える。

三十四 水銀トリム・ヒール調整装置

船舶の姿勢の制御

附則

この命令は、公布の日から施行する。